

平成25年3月22日
午後2時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

1 番	伊 藤 勝 巳	2 番	川 瀬 知 之
3 番	鈴 木 みどり	4 番	那 須 英 二
5 番	三 宮 十五郎	6 番	早 川 公 二
7 番	平 野 広 行	8 番	三 浦 義 光
9 番	横 井 昌 明	10番	堀 岡 敏 喜
11番	炭 竈 ふく代	12番	山 口 敏 子
13番	小坂井 実	14番	佐 藤 高 清
15番	佐 藤 博	16番	武 田 正 樹
17番	伊 藤 正 信	18番	大 原 功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

6 番	早 川 公 二	7 番	平 野 広 行
-----	---------	-----	---------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	下 里 博 昭	総 務 部 長	伊 藤 敏 之
民生部長兼 福祉事務所長	平 野 雄 二	開 発 部 長	石 川 敏 彦
教 育 部 長	山 田 英 夫	総務部次長兼 総 務 課 長	村 瀬 美 樹
総務部次長兼 財 政 課 長	佐 藤 勝 義	民生部次長兼 健康推進課長	服 部 誠
民生部次長兼 介護高齢課長	佐 野 隆	開発部次長兼 商工観光課長	服 部 保 巳
開発部次長兼 土 木 課 長	三 輪 眞 士	会計管理者兼 会 計 課 長	渡 辺 安 彦
教育部次長兼 学校教育課長	服 部 忠 昭	監 査 委 員 長	松 川 保 博
秘書企画課長	山 口 精 宏	防 災 安 全 課 長	伊 藤 久 幸
税 務 課 長	伊 藤 好 彦	収 納 課 長	山 守 修
市民課長兼 鍋田支所長	加 藤 恵美子	十四山支所長	平 野 進
保険年金課長	平 野 宗 治	環 境 課 長	鈴 木 浩 二

福 祉 課 長	前 野 幸 代	総合福祉センター 所 長	佐 野 隆
児 童 課 長	渡 辺 秀 樹	農 政 課 長	半 田 安 利
都市計画課長	竹 川 彰	下 水 道 課 長	橋 村 正 則
生涯学習課長	八 木 春 美	十四山スポーツ センター館長	花 井 明 弘
図 書 館 長	奥 田 和 彦		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	伊 藤 邦 夫	書 記	佐 野 智 雄
書 記	岩 田 繁 樹		

6. 議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2 議案第 1 号	平成25年度弥富市一般会計予算
日程第 3 議案第 2 号	平成25年度弥富市土地取得特別会計予算
日程第 4 議案第 3 号	平成25年度弥富市国民健康保険特別会計予算
日程第 5 議案第 4 号	平成25年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算
日程第 6 議案第 5 号	平成25年度弥富市介護保険特別会計予算
日程第 7 議案第 6 号	平成25年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算
日程第 8 議案第 7 号	平成25年度弥富市公共下水道事業特別会計予算
日程第 9 議案第 9 号	地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講 ずるための関係法律の整理に関する法律の施行に伴う関係条例の整 理について
日程第10 議案第10号	弥富市精神障害者医療費支給条例の一部改正について
日程第11 議案第11号	弥富市情報公開条例及び弥富市個人情報保護条例の一部改正につい て
日程第12 議案第12号	弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 の一部改正について
日程第13 議案第13号	弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一 部改正について
日程第14 議案第14号	弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一 部改正について
日程第15 議案第15号	弥富市南部地区生活環境整備事業基金条例等の廃止について
日程第16 議案第16号	弥富市コミュニティセンター条例の一部改正について
日程第17 議案第17号	弥富市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

- 日程第18 議案第18号 弥富市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第19号 弥富市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第20 議案第20号 弥富市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第21号 弥富市都市公園条例の一部改正について
- 日程第22 議案第22号 弥富市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第23 議案第23号 弥富市下水道条例の一部改正について
- 日程第24 議案第24号 弥富市道路の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第25 議案第25号 弥富市市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例の制定について
- 日程第26 議案第26号 弥富市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第27 議案第27号 弥富市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第28 議案第28号 弥富市道路占用料条例の一部改正について
- 日程第29 議案第29号 市道の廃止について
- 日程第30 議案第30号 市道の認定について
- 日程第31 議案第31号 平成24年度弥富市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第32 議案第32号 平成24年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第33 議案第33号 平成24年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第34 議案第34号 平成24年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第35 議案第35号 平成24年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- （追加提案）
- 日程第36 同意第1号 副市長の選任について
- 日程第37 発議第1号 愛知県の福祉医療制度の存続・拡充に関する意見書の提出について
- 日程第38 海部地区水防事務組合議会議員の選挙について
- 日程第39 海部地区急病診療所組合議会議員の選挙について
- 日程第40 海部南部広域事務組合議会議員の選挙について
- 日程第41 閉会中の継続審査について

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午後2時08分 開議

○議長（佐藤高清君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、早川公二議員と平野広行議員を指名します。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第2 議案第1号 平成25年度弥富市一般会計予算

日程第3 議案第2号 平成25年度弥富市土地取得特別会計予算

日程第4 議案第3号 平成25年度弥富市国民健康保険特別会計予算

日程第5 議案第4号 平成25年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算

日程第6 議案第5号 平成25年度弥富市介護保険特別会計予算

日程第7 議案第6号 平成25年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算

日程第8 議案第7号 平成25年度弥富市公共下水道事業特別会計予算

日程第9 議案第9号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整理に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について

日程第10 議案第10号 弥富市精神障害者医療費支給条例の一部改正について

日程第11 議案第11号 弥富市情報公開条例及び弥富市個人情報保護条例の一部改正について

日程第12 議案第12号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

日程第13 議案第13号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

日程第14 議案第14号 弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

日程第15 議案第15号 弥富市南部地区生活環境整備事業基金条例等の廃止について

日程第16 議案第16号 弥富市コミュニティセンター条例の一部改正について

日程第17 議案第17号 弥富市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

日程第18 議案第18号 弥富市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正について

日程第19 議案第19号 弥富市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を

定める条例の制定について

日程第20 議案第20号 弥富市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

日程第21 議案第21号 弥富市都市公園条例の一部改正について

日程第22 議案第22号 弥富市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について

日程第23 議案第23号 弥富市下水道条例の一部改正について

日程第24 議案第24号 弥富市道路の構造の技術的基準を定める条例の制定について

日程第25 議案第25号 弥富市市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例の制定について

日程第26 議案第26号 弥富市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について

日程第27 議案第27号 弥富市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について

日程第28 議案第28号 弥富市道路占用料条例の一部改正について

日程第29 議案第29号 市道の廃止について

日程第30 議案第30号 市道の認定について

日程第31 議案第31号 平成24年度弥富市一般会計補正予算（第8号）

日程第32 議案第32号 平成24年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第33 議案第33号 平成24年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第34 議案第34号 平成24年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

日程第35 議案第35号 平成24年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（佐藤高清君） この際、日程第2、議案第1号から日程第35、議案第35号まで、以上34件を一括議題とします。

本案34件に関し、審査経過の報告を各委員長より求めます。

まず伊藤総務委員長、お願いします。

○総務委員長（伊藤正信君） 総務委員会の報告をいたします。

総務委員会に付託されました案件は、議案第1号平成25年度弥富市一般会計ほか9件であります。開催につきましては、3月18日に10時から開催をいたしました。委員全員と委員外4名、合わせて市側からは市長、副市長ほか、関係部課長の出席のもとで開催を行いました。

まず審査の内容でありますけれども、議案第1号につきまして平成25年度弥富市一般会計予算、合わせて議案第2号によりますところの平成25年度弥富市土地取得特別会計予算の2件について審査を行いました。

その結果について報告を申し上げますと、一般会計予算においては、委員から交付税の差

額、不用額、財政の実態に反映をされるようそれぞれ予算執行をすべきではないのかという質問がございました。さらには、中期財政計画等にあわせて、それぞれの予算の執行をという御意見がございまして、市側からは今後誤差がないように努め、実態に即したそれぞれ予算執行と予算のあり方について行っていきたいという答弁があり、この2件につきまして、それぞれ1件ずつ審査をいたしました。

議案第1号平成25年度弥富市一般会計予算では、審査の結果、賛成多数ということで承認をされ、さらに議案第2号におきますところの弥富市土地取得特別会計予算については、質疑なしということで、全員賛成という形で審査が終えておりますので、御報告を申し上げます。

さらに、続きまして議案9号から7件の議案につきまして、議案第9号では、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整理に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について、議案第10号弥富市精神障害者医療費支給条例の一部改正について、議案第11号弥富市情報公開条例及び弥富市個人情報保護条例の一部改正について、議案第12号弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、議案第13号弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第14号弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について及び議案第15号弥富市南部地区生活環境整備事業基金条例等の廃止についての以上7件について審査を行いました。

委員からは、それぞれ特別職報酬等審議会の審査経過についての質問がございまして、市側から、人事院勧告による0.69の減額を通すその状況の中で多くの意見はあったが、人事院勧告を受けた答申をもとに、それぞれ給与を算出したしました。いわゆる答申であるということが報告をされ、7件につきましては、討論・採決の結果、全員賛成ということで原案を了承いたしましたことを御報告申し上げておきます。

続いて、議案第31号平成24年度弥富市一般会計補正予算（第8号）は、担当課長から、徴収の電算事務委託料では、契約実績及び今後の支払い見込み額を差し引いた残額を減額、確定申告相談業務委託料では、東海税理士会津島支部との調整がつかなかったために減額を行ったという説明を受けて審査を行いました。

審査の結果、全員賛成ということで審査の了承をいたしたところであります。

それぞれそういうことを御報告申し上げまして、総務委員会の報告といたします。以上であります。

○議長（佐藤高清君） 次に、川瀬建設経済委員長、お願いします。

○建設経済委員長（川瀬知之君） 建設経済委員会から報告いたします。

建設経済委員会に付託されました案件は、議案第1号平成25年度弥富市一般会計予算ほか

15件であります。

本委員会は、去る3月14日に委員全員と委員外4名の出席により開催し、審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

まず、議案第1号平成25年度弥富市一般会計予算、議案第6号平成25年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算及び議案第7号平成25年度弥富市公共下水道事業特別会計予算では、委員より、生活保護者の下水道料金の納付はどうなっているのかとの質問に対し、市側より、使用料については減免規定により対応しているとの回答などがありました。

以上3件は討論もなく、一括採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

続いて、議案第21号弥富市都市公園条例の一部改正について、議案第22号弥富市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について、議案第23号弥富市下水道条例の一部改正について、議案第24号弥富市道路の構造の技術的基準を定める条例の制定について、議案第25号弥富市市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例の制定について、議案第26号弥富市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について、議案第27号弥富市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について、議案第28号弥富市道路占用料条例の一部改正について、議案第29号市道の廃止について及び議案第30号市道の認定についてまでの10件では、委員より、市道を廃止した土地について1件質疑がありました。討論もなく、一括採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

続いて、補正予算について、最初に市側よりそれぞれ説明を受けました。

議案第31号平成24年度弥富市一般会計補正予算（第8号）では、鍋田南部排水機場の更新、新孫宝排水機場の場内整備等による県営淡水防除事業負担金の増額など、議案第34号平成24年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算では、繰越明許費として国の緊急経済対策の補正予算に従い、国庫補助の追加があり、建設工事の一部を平成25年度に繰り越して進めていくことなど、議案第35号平成24年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算では、事業精査による減額補正などの説明がありました。

委員より、負担金を払わずに用水路から水をとっている事業者からは、過料をとってはどうかとの意見がありました。討論もなく、一括採決の結果、全員賛成で原案を了承しました。

以上で建設経済委員会の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） 次に、小坂井厚生文教委員長、お願いします。

○厚生文教委員長（小坂井 実君） 厚生文教委員長報告を申し上げます。

厚生文教委員会に付託されました案件は、議案第1号平成25年度弥富市一般会計ほか11件です。

本委員会は、去る3月13日に委員全員と委員外5名の出席により開催し、審査を行いました。

たので、その審査結果を御報告申し上げます。

まず、議案第1号平成25年度弥富市一般会計予算、議案第3号平成25年度弥富市国民健康保険特別会計予算、議案第4号平成25年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算及び議案第5号平成25年度弥富市介護保険特別会計予算までの以上4件では、委員より、ヘルパーの時間が1時間から45分に減っているが、サービスの低下につながらないかとの質問に対し、市側より、月1回、事業者調整連絡会議を開催しており、また事業所ごとに定期的に研修を実施し、サービスの低下を防いでいるとの回答がありました。

討論では、国民健康保険の市民負担についての反対討論がありました。1件ずつ採決の結果、それぞれ賛成多数で原案を了承いたしました。

続いて、議案第16号弥富市コミュニティセンター条例の一部改正について、議案第17号弥富市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、議案第18号弥富市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正について、議案第19号弥富市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める条例の制定について及び議案第20号弥富市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてまでの以上5件は、質疑・討論もなく、一括採決の結果、全員賛成で原案を了承いたしました。

続いて、議案第31号平成24年度弥富市一般会計補正予算（第8号）では、不用額の調整のほか、社会福祉費の扶助費は、障害者サービス利用者の利用回数等の増加やたん吸引器等の購入などによるもの、中学校費では、十四山中学校屋外避難階段設置等事業費を25年度に繰越明許することなど、議案第32号平成24年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）では、国・県等の負担金、交付金等の金額がほぼ固まったことなど、議案第33号平成24年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）では、不用額の調整などの説明がありました。

委員より、臨時保育士派遣委託料の増額補正はどうしてなのかとの質問に対し、市側より、途中入所の乳児の増加が著しく、臨時保育士・派遣保育士を増員し対応したためとの回答などがありました。以上3件は討論もなく、一括採決の結果、全員賛成で原案を了承いたしました。

以上で厚生文教委員会の報告を終わります。

○議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

三宮十五郎議員お願いします。

○5番（三宮十五郎君） 私は、通告に基づきまして議案第1号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号について、反対討論をさせていただきます。

まず、私の討論の立場でございますが、12月議会と今議会で市長の所信表明や提案説明、あるいは議論の中で、合併11年目から6億円前後の合併特例によります交付税等の上乗せ交付が5年間かけてなくなっていくことや、またこの間のさまざまな事業を考えますと、国や県を上回る市民サービスの上乗せ分の削減の検討だとか、33市中30市でっております都市計画税について導入の検討を行っていききたいという市民生活に重大な影響を及ぼす提起が行われました。

私は、まず現状の市の財政状況をよく理解する必要があると考え、一般質問や議案質疑、総務委員会等で私が用意できる資料も提出しながら議論を続けてまいりました。まだ残念ですが、当局と私の間でも十分議論が煮詰まったというふうにはとても言えない状態です。この間の議論の中で気づいたことを提言し、よりよい市政の発展のために役立てていただければと考えて、賛成できない幾つかの理由について申し上げたいと思います。

まずその第1は、市の財政の現状について、市当局や議会、住民の皆さんの間でまだ、とても共通の理解とはなっていないということでございます。弥富市の財政の実力と問題点について考えてみますと、私はかなり高い財政的な実力があるのではないかというふうに見ております。

例えば、合併後の6年間で平成18年から23年にかけて、投資的経費ということで区分をされております財政支出は137億8,800万円、年平均で22億9,800万円であります。弥中の全面改築だとか、各小・中学校の耐震補強の本体部分の終了だとか、あるいは日の出小学校の建設を初めとして、この間、西尾張9市の中では一番割合の高い、こうした建設投資を行い、また本当に市民の要望に应运えてきたことは、私は大変これは他の市町ではできなかったようなことをやられて、多くの皆さんに喜んでいただいていることだというふうには考えております。

そして、さらにそのことが、例えば平成17年度の合併前の当時の弥富町と十四山村の一般会計対応の積立金の総額34億3,100万円が、23年度末の決算では残額が35億7,800万円あり、先日の議論の中でも、財政調整基金はなるべく取り崩さないような財政運営を予算編成の方針で行っているという説明がございましたが、財政調整基金を取り崩さなかったどころか、他の基金も含めて基本的に合併時の基金については18年度以降の6年間では、一円も取り崩さないどころか、若干の4%ほどの増加をさせていることであります。

また、この間の借金についてみますと、一般会計対応のものでは、臨時財政対策債が合併前の44億4,500万円から25年度末の65億5,600万円で47%ふえておりますが、これは国の事情によりまして、地方交付税の附属分を各市町が借り入れるというものであります。ただ弥

富市の場合は、今交付団体ではありますが、交付されている額の割合が非常に小さいことから、これは国が普通の交付団体に言っているように返す費用については、交付税で計算には入れますが、十分保障していただけるものでないことも事実であります。

それでは、市の本来の起債、これは合併前の47億7,600万円から48億7,100万円とわずか2%ふえただけであります。そういうことを考えますと、本当に堅実な行財政運営がされ、市民ニーズに応えてきたということをこの合併後の6年間について言うことができます。

ところが問題は、なぜこれほどの堅実な行財政運営ができてきたのか。私が一番気になりましたのは、私がかつて弥富町時代に監査委員をやっておりました時期の5年間ですね。だから4年間ですから、1年間はそこからでございますが、予算と決算の状態とこの合併後の6年間、23年度決算までの6年間の決算の状況を比較してみますと、結局、十分弥富市になってからは、この当初予算に収入の実態を反映しないことがずっと行われている。

例えば、具体的なこの町時代の5年間と弥富市時代の5年間について、税収と交付税と、それから当初に既に確定しております繰越金ですね。予算編成時には確定しておりませんが、年度初めにはもう完全に確定しております繰越金、これを合わせた額と再収入との割合を比べてみたいと思います。

旧弥富町時代は、5年間の平均で町税については、当初予算の48億1,300万円が決算で49億300万円でありまして、その差は9,000万円、予算全体でいいますと0.86%に過ぎません。それから交付税につきましては、当初予算8億4,000万円が決算は7億1,000万円でありますから、ここは1億2,200万の減額になっております。繰越金は、当初予算で7,800万円が3億8,000万円、そしてこの予算と決算の差額は、年平均で2億7,000万円であります。

では、弥富市になって6年間の市税の今の3つの予算と決算の会計について申し上げますと、市税は当初予算が平均で6億8,900万円、決算額は72億1,500万円、収入予算に占める割合は2.32%、市税の当初予算に比べてふえた割合は4.5%にもなっています。

また、地方交付税は特別交付税も含んだ額ではありますが、当初予算5億1,100万が、決算は5億6,800万円で、当初予算に対しては10%増の5,700万円、繰越金につきましては、当初予算が3億円、決算額は6億7,400万円で3億7,400万円の増となっており、この3つを合計しますと、77億100万円が84億5,700万円、7億5,600万円、歳入決算額に占める増加の割合は、当初予算に比べて5.39%になっております。

こういう形で、この実際の税収だとか基本的収入ですね。あるいは、繰越金という確実に想定できる金額についても、留保財源というふうに専門の方は言っておられるようでございますが、非常に以前に比べると多くなっております。このことが、やっぱり市の財政の状態をみんなにわかりやすくするという上で一つの障害になっており、さらにその財政調整基金等を使って、実際には初めからこれは使わないことを想定したというような予算の組み方が

されていることが、一層やっぱり私は、市の財政の実力や実態が議会や市民にもわかりにくい仕組みになっており、そういうことについては検討されるということも今後研究して、なるべく実態に近いものにしていくというふうな説明もされましたが、そういう前提の上で中期財政計画で示されました、こちらはもう24年度の最終見込みを想定しながら、条件は変わらないということで、それを並べてつくりましたということなのですが、当然この入札や何かによりますその経費の削減だとかそういうことも一切考慮に入れない。

そして、今のように実際に当初予算の収入と税収だとか、基本的な収入が大幅に少なく組まれるような状態で予算編成を並べますと、これは明らかに足りないということを、それを言うためにつくったとしか、今の実態を考えると私たちには理解に苦しむような内容であります。

したがって、本当に我がまちの財政の実力はどんな程度かということが、やはり行政当局と、それから議会、市民の皆さんがきちんと理解できるような仕組み、わかりやすいものにしていくことについて、ますますひとつ踏み込んで御尽力いただきたいということを求めることとあわせて、確かにその6億円前後収入が減るのではないかということについて言うと、私は行政を担う者の側から言いますと、これはやっぱり大変なことには違いありませんが、しかし実際にこの間の予算の組み方は、それぐらいは留保財源というような格好で持っておることを考えたら、6億円減ったってやっていけんことはないというふうに言われても私は仕方がないことではないかなというふうに思います。

やはり、これはもっときちんとこういう財源不足になるということを本当に言うのなら、実際の状態に則した検討した上で、やはり示していただくことが必要ではないかというふうに思います。

それからもう1つ、したがってということで4億か5億ぐらいになると思いますが、他の市町、県下33市のうち30市がとっている都市計画税については、どのまちもとっているわけですから、非常にとれるとすれば、額でいうと魅力のあることなのですが、問題は、弥富市は弥富町時代から、もうやらないということを前提にして、いろんな事業が行われてきました。

例えば、この弥富の税収を支えているのは、予算編成のときにも税務課からも説明がございました。課長から説明がございましたが、住宅の増加なども固定資産税の増加の大きい要因になっているというふうに説明をされましたが、前にも皆さんにごらんいただきましたように、多くの市が大体市民1人当たりといっても、総務省の統計の資料は日本人を使っておりますので、その住民基本台帳人口という日本人の1人当たりに比べると5万円代が多数ですよね。稲沢市と犬山市が辛うじて7万円代に乗っている。弥富市は1人当たり10万円代に乗っていますね。都市計画税を合わせた額でも、多い稲沢や犬山が8万円だとか8万1,000

円というレベルですから、確かに西部臨海工業地帯やいろんなその他のその運輸関係の事業所なんかが出てきていることもあります、全体としては弥富市民が持っております雑種地や宅地や建物、こういうものがこの大きい税収を支える力になっております。

しかもそれは、都市計画税がないということから、特に市街化の農地をたくさん持っている人たちが相続税をたくさん払うよりは、借金をして弥富市に固定資産税を払うという選択をとって、その賃貸しのアパートやマンションをつくるということも、かなりたくさんやられておりまして、私もこの間何人かの方とも話をしてきましたが、事業としてびっくりするぐらいの規模でやっておられる方も少なくありません。

ところが、そういう税金の負担がないということを前提に、資金計画も立てやってきておりますが、今は人口の増加よりもそういう建物の増加の方がふえてきて、空き家ができて、かなりやっぱり御苦労しておって、今後の先行きが大変心配という、そういうところへ都市計画税はどれほどの負担になるかということですが、少し簡単に申し上げますと、小規模住宅用地ということで1戸、これは自分の持ち家でもそうですし、アパート、マンションの場合は1室というか1戸について、200平方メートル以内の住宅用地については、固定資産税は6分の1に軽減をされます。都市計画税は3分の1に軽減をされて、課税標準額と掛けますから、実際には、現在のそういう同じところの固定資産税に42.86%上乗せをされる課税が発生します。

それから、一般住宅用地、今の200平方メートルを1戸当たりについて超えた部分で農家なんかたくさん屋敷を持っていますが、延べ床面積の200平方メートルを超え、この全体として10倍になるまでの面積については、当然固定資産税は1,000分の14に対して3分の1に軽減をされます。都市計画税は3分の2、だから3分の1軽減されるだけで3分の2かかりますので、ここも今申し上げましように、現在の固定資産税の42.8%増になります。

その他の土地、あるいは建物については、通常の場合は21.43%の上乗せになります。さらに、そういう方たちとお話しして大変だなと思ったのは、実は住宅につきましては、一般住宅の特例で、新築後3年は建物の税金は2分の1に軽減する。それから、3階建て以上の耐火建物については5年間軽減する。長期優良住宅の認定を受けた住宅については、新築後5年間2分の1に、それから、さらに3階建て以上の耐火住宅について、長期優良住宅の認定を受けたものについては、7年間2分の1に軽減されるという仕組みがありますが、都市計画税のほうはそれがありませんので、仮に140万の固定資産税がかかるところを70万に軽減されたとすると、都市計画税が発生すると、70万に軽減された人に対して、今は70万軽減される人について30万円は都市計画税で持っていかれて、140万が70万になっても、実際に手元に残るのは40万で、実はこれがあるから無理してやってもちょっと一息つけるかなと思っておったんですが、そんなふうになったら、これからやる人もそうだし、現にもうかな

り古い住宅については、資金繰りも大変な状況になっている中で、そういう税金の負担が発生したら、私たちの営業というのはとても成り立たなくなるというのが、この間五、六人の方とお話をしてきたんですが、共通してやっぱり皆さん心配していることですよね。

そういう実際に、相続税を払わないということは、それなんです、ある程度のきちんと人が入っていただいて、収入がなければ事業として成り立ちませんから、ここへそれがどんどん後退しておる中へ、さっき申し上げましたような、かなりの割合で税負担がふえるということは、もう本当にそういうことがないように、そういうことがないことを前提にして今まで事業を続けてきたんですから、もう首に縄をつけて引っ張るようなことを絶対にひとつしないでくださいということを、よく議員の皆さんや市長や当局、担当の方にもお話をいただきたいし、私たちも1回本当にそういうことだったら、どういう状況かということも説明しなきゃいかんということを言っておりますので、よく事実も調査をしていただいて弥富のやっぱり特殊な状況ですね。他の市町に比べても県下でも、確かに名古屋に出るには大変便利なところですよ。ところがもう一方でゼロメートル災害、地震災害には一番心配なところですね。ここでこういう事業がされる、しかも人口は減らない。尾張9市の中でもかなりのところが人口が減ったり、子供が大幅に減っていますが、子供も減らないという状況を考えましたら、本当にこの状態、要するに都市計画税を取らないという状態と、その子育て支援やいろんな条件があったことの中で、弥富のこういう高い税収がつくられておる。いろんな状況が重なり合って、複合的につくられておることだというふうに思いますので、このことについては、本当にどうするかということを検討する上では私は一番大切な問題だと思いますので、しっかりと見ていただきたいと思います。

あと、この保育料の問題も、市長のほうからも国のほうの3歳以上の子供の無料化などの検討を見ながらどう対応するかを決めていきたいという表明がありましたが、今結局、そういうことをするということは、日本の子育て支援の制度が安定してまちや国を支えていくようなものにはなっていない。むしろ、もっと早くやらなきゃいかんことが、やっとやられ始めたときなんですよ。前回のときも、バランスが悪いから値上げするということで議論がされて一旦決定されたんですが、あの状況でやっぱり上げるというのはまずいだろうという皆さんの意見もあって、市長のほうも決断されて凍結するというお話がされました。

しかし、先日も児童課のほうから、2年前と24年の4月1日との世帯ランクですね。収入のどういうふうになっておるかということでお尋ねをしましたら、上の3段階、そこそこの収入があるなあとと思われるようなところはかなり減ってきて、どちらかというと、所得税は払っているけれども、介護保険もそうなんです、実際に生活保護費と比べて、いろんな状況で収入と所得が違いますので、軽減するというようなところだとか、その下のほうがふえておるというような形で、そこへこの児童手当があることを理由にして、この年少扶養控除

が廃止されて、一定の所得以上の人たちは、負担が新たにふえるというような問題が発生しているということから考えますと、本当に国にきちんとした対応をしていただくこととあわせて、やっぱり子育てだとか、それからその医療だとか、そういう教育だとか基本的なところでめっちゃくちゃ生活費がかかるということ自身が、日本が国際競争に対応できない大きな理由の一つにもなっておりますので、ぜひ本当に国が根本的なそういう問題に対して対応されることを強く要望していただきながら、弥富市としても市の現在の財政状況を踏まえて、できるだけ対応していく。市長もおっしゃっておりますように、弥富の福祉は後退させないということを肝に銘じてこうした問題に対応していただくことを一般会計については強く要請をいたしまして、まずは反対の、現在のこういう状況のもとでは、まだまだ本当に市当局や議会や市民の皆さんが今の市の財政状況について、やっぱり納得できるような共通の理解をしながら、みんなの意見を聞きながら決めていくという方向をお考えいただきたいと思います。

次に、国民健康保険と後期高齢者と介護保険の特別会計につきましては、これは今までもいろいろ議論をしてきましたから、そう多くを言わなくても、国がもっと根本的に制度を改善していただくことが避けられない問題になっておりまして、市もいろいろ尽力していただいておりますが、私どもとしては今回は、もっとやっぱり国が責任を持つことを強く求めて反対をしたいと思います。

なお、昨年10月に国保だとか介護保険だとかの関係、あるいは市税もそうでございますが、滞納処分の停止はまた別でございますが、申請すれば、そういう一定の条件の人については軽減をしていくと、減額をしていくということをかなり内容も改善して決定されておりますが、多分まだ基本的にどなたも使っていないのではないかと思います。

せっかくいい制度をつくられても、やはり周知やきちんとしたアプローチがないと、なかなかそういう問題を一般の市民の方が理解するのは難しいわけで、委員会の審議の中でも、ぜひベテランの職員の方やOBの方の力もかりて、きちんとそういう払えない人たちに訪問をしたり、説明するような仕組みも考えてほしいということで検討はしなければならんなあというようなニュアンスの言葉もいただいておりますが、ぜひ実際に使えるようにしていただきたいということが1つと。

もう1つは、滞納処分停止ですね。一定の条件以下の人たちについては、これは本人の申請じゃなくて滞納がある場合、市のほうで調査をして決定する。今は、西尾張機構に送って、いただくほうはしっかりやっておるわけですが、そういう救済する仕組みというのは、なかなかそういうふうになっておりませんので、職員が少ないとか、いろんな条件があって大変ですが、こちらのほうもひとつ手を抜かずに必要な救済をしていただくこと、強く求めています。

最後に、集落排水と公共下水道の問題でございですが、市長がこの間の議論の中で、非常に住民の強い要望があって、条例でも決めたことだから、やっぱ等しく皆さんにこの利益が受けられるようにすることが市の使命だというような御発言がありましたが、私は、これは一番前からずっと言い続けてきているのは、実際にそういうことをやったら、どれほど将来負担が発生するかということを棚上げにして事は進んでおるんだね、県も、弥富も。

私どもは、例えば集落排水を早くやってほしいということを申し上げていた時期は、公共下水が大体1人70万から100万ぐらいのときに、集落排水、当時は30万前後で1人当たりやれたんです。これがウルグアイラウンドだとかいろんなことで、農業・農村対策をやるとか、あるいはアメリカと時の政府が約束をして、60年間で60兆円の公共投資をやるなんてことを決めた段階でどんどんどんどん、窒素、リン対策だとか、いろんなことを理由にして規模が膨れ上がって、バブル期くらいに相当な額になって、形の上では計画人口というようなことでいくと1人当たり100万円前後。しかし、実際の定住人口から言うと1人当たり120万だとか140万のレベルになって、結局、もうそろそろ電気機械設備の更新の時期にも来ていますが、そういう更新のための手だては何もできなくて、県のほうも行き詰まったら公共下水につなぐということを言うような状況になってきております。

だから、さきの安心して行政も負担できる、住民も負担できるという事業ならいいんですが、そこが棚上げのままでいつまでも決めたことだからということとやるということは、もちろん市長が提案してお決めたことではもともとありませんので、100%市長の責任だというふうに言うつもりもありませんが、しかし、それにしてもこの問題は、実際に行政も市民も負担できる範囲のものに改めていく。

そして、水道の場合は全部つながなきゃ、基本的に解決できないんですが、下水道につきましては、国の制度としても合併浄化槽も含めて補助制度になっておりますので、実際に、本当に財政的にきちんと見ながらできる身の丈に合った仕組み、そういうものを考えていただくことが、もう避けて通れない問題になっているということを、この間も繰り返し申し上げましたので、これ以上申し上げませんが、ぜひ一日も早く御検討いただいて進んでいく。また、市庁舎につきましても、身の丈に合ったものはやはり考えていかなきゃいかんというような御答弁でございましたが、いずれにいたしましても、私は公共下水、集落排水事業と庁舎の建設というのは、将来負担が市民に重くのしかかる事業でありますので、これらについても、実際に身の丈に合ったものにしていく努力を強く求めて反対討論とさせていただきます。

○議長（佐藤高清君） ほかに討論の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） これをもって討論を終結します。

これより採決に入ります。

まず、議案第1号は原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、議案第1号は原案どおり可決決定しました。

次に、議案第2号は原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第3号は原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、議案第3号は原案どおり可決決定しました。

次に、議案第4号は原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、議案第4号は原案どおり可決決定しました。

次に、議案第5号は原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、議案第5号は原案どおり可決決定しました。

次に、議案第6号は原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、議案第6号は原案どおり可決決定しました。

次に、議案第7号は原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤高清君） 起立多数と認めます。

よって、議案第7号は原案どおり可決決定しました。

次に、議案第9号から議案第35号までの27件は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号から議案第35号まで27件は原案どおり可決することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第36 同意第1号 副市長の選任について

○議長（佐藤高清君） 日程第36、同意第1号を議題とします。

大木博雄君の退場を求めます。

〔副市長 大木博雄君 退場〕

○議長（佐藤高清君） 服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 先ほどは、本定例会に提案をさせていただきました全ての議案に対しまして御承認、可決決定をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日追加提案し、御審議いただきます議案は同意1件でございまして、その概要につきまして御説明を申し上げます。

同意第1号副市長の選任につきましては、大木博雄氏が平成25年4月10日任期満了のため、その後任の候補者として、弥富市平島中四丁目11番地、大木博雄氏を引き続き選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決しました。

大木博雄君の入場を求めます。

〔副市長 大木博雄君 入場〕

○議長（佐藤高清君） 大木副市長から発言を求められておりますので、これより発言を許します。

○副市長（大木博雄君） ただいまは議案に同意をいただきまして、まことにありがとうございます。

この職の重大さというのを改めて感じました。身の引き締まる思いであります。微力でありますけれども、精いっぱい努力をさせていただきます。市の発展に努力させていただきますので、議員各位の御指導、御鞭撻を今後ともよろしくお願いを申し上げます。本当にありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第37 発議第1号 愛知県の福祉医療制度の存続・拡充に関する意見書の提出について

○議長（佐藤高清君） 次に日程第37、発議第1号を議題とします。

本案は議員提案ですので、提案者の佐藤博議員に提案理由の説明を求めます。

佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 愛知県の福祉医療制度の存続・拡充に関する意見書の提出につきまして、提案理由を説明させていただきます。

このたび、愛知県においては厳しい財政状況の中で、医療助成制度における助成減額及び本人負担の増額等が協議されております。各市町村においては、県の助成制度に支えられており、今後も現在の助成制度が存続されまして安定的な維持ができるように議会として要望するために、地方自治法第99条の規定により意見書を提出したいと思うのであります。各位の御賛同を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。以上です。

○議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決しましたので、地方自治法第99条の規定により関係機関に意見書を提出しておきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第38 海部地区水防事務組合議会議員の選挙について

○議長（佐藤高清君） 日程第38、海部地区水防事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は本席より指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本席より指名します。

海部地区水防事務組合議会議員に小坂井実議員、早川公二議員、比尾野忠広さんを指名します。

お諮りします。

ただいま指名した諸君を当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した諸君が海部地区水防事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された小坂井実議員、早川公二議員は議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知します。

また、比尾野忠広さんには文章をもって通知します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第39 海部地区急病診療所組合議会議員の選挙について

○議長（佐藤高清君） 日程第39、海部地区急病診療所組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は本席より指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本席より指名します。

海部地区急病診療所組合議会議員に山口敏子議員、那須英二議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名した諸君を当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した諸君が海部地区急病診療所組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第40 海部南部広域事務組合議会議員の選挙について

○議長（佐藤高清君） 日程第40、海部南部広域事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は本席より指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本席より指名します。

海部南部広域事務組合議会議員に堀岡敏喜議員、横井昌明議員、伊藤勝巳議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名した諸君を当選人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した諸君が海部南部広域事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選された諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第41 閉会中の継続審査について

○議長（佐藤高清君） 日程第41、閉会中の継続審査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長の申し出どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申し出どおり決定しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

これをもって、平成25年第1回弥富市議会定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時12分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤 高 清

同 議員 早 川 公 二

同 議員 平 野 広 行